

北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱骨子（案）への意見及び回答

1. 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 : 2024年6月3日（月）～6月17日（月）
(2) ご意見の総数（提出者数） : 122 件（14 者）

2. 意見・質問等及び回答 ※回答の都合上、ご提出いただいた意見等の章番号や対象箇所が前後する場合があります。

通し 番号	章番号	対 象 箇 所	意見・質問等※	回答
1	III. スケジュール	1 ポ ツ	意見提出の補足資料スライド4 ③、④記載事項に配慮し、公募手続きのスケジュールについて柔軟な対応をお願いしたい。 特に、実施案の提出期限については、国の追加海域調査結果等を受けてからの技術検討評価と工事計画策定、資金調達の見込み、ならびに国の制度的支援の詳細が明らかになることが必要であり、それらを反映しての実施案作成及び提出には相応の時間を要するため、十分な期間の確保をお願いしたい。	いただいたご意見も参考に、今後の計画策定プロセスにおいて、実施案の提出期限の見直しなど、有資格事業者の意見も踏まえた柔軟な対応が可能となるような仕組みを検討します。
2	III. スケジュール	1 ポ ツ	一連の手続きを踏まえたスケジュールとは具体的に何か。通常を超える難易度と思われる本プロジェクトについては、従来連系線と同じ第62回広域系統整備委員会（2022.7.22）で提示された標準検討期間18か月に基づく検討期間に拘らず、柔軟な設定とすることも考えられるが、如何か。	
3	III. スケジュール	1 ポ ツ	「公募要綱の決定」（公示）から「応募意思表明書の提出」、「応募意思表明書の提出」から「実施案の提出」まで十分な検討期間を設けて頂きたい。具体的な「十分な検討期間」については、本事業実現の為に必要な機能を提供すると	

			考えられる関係者（事業実施主体の候補者になりうると考えられる法人（例：公募要綱の骨子案について意見を提出した法人）、金融機関、メーカー等）へのヒアリングを実施頂き、設定頂きたい。
4	III. スケジュール	1 ポ ツ	本案件は従来よりも大規模な増強工事となることから、計画策定プロセスの検討期間は標準の18か月以上とすることが適切と考える。 また、本計画においては、海底ケーブルのルートについて一部区間で情報の不確実性があり、基本要件では2024年度に追加調査を実施する予定としているが、調査結果により、ケーブルルートやケーブル防護、ケーブル製造に要する費用等について今後変更となる可能性がある。 上記を踏まえ、追加調査実施後に基本要件を見直すべきではないか。 加えて、基本要件見直した上で整備計画策定まで18か月以上とすべきではないか。
5	III. スケジュール	1 ポ ツ	（意見） 北海道本州間連系設備（日本海ルート）プロジェクトは、過去類を見ない資金調達規模かつ多くのステークホルダーが関係することから、事業実施主体候補が応募意思表示や実施案策定・提出するためには、多くの社内外調整や多岐にわたるリスク整理・分析、経営判断のために多くの時間を要することが想定されます。 そのため、公募要綱のⅢスケジュール章においては、中国九州間連系設備の公募要綱案同様に「応募の状況等により変更となる可能性がある」旨、注意書きがなされるものと想定されますが、検討における重要な前提条件であるため、骨子においても、同様の注意書きを追記いただくことが良いと考えます。
6	III. スケジュール	1 ポ ツ	応募意思表示後にSPCを組成する場合、SPCの組成にあたっては出資比率等、関係者間の調整に時間を要するため、実施案提出後のSPC組成となるケースも可能とするなど、スケジュールについては柔軟な対応をお願いしたい。

7	III. スケジュール	1 ポ ツ	本計画策定プロセスは前例のない大規模なプロジェクトであるとともに、追加の海域調査結果を実施案に反映する必要があるなど、実施案作成を含む一連のプロセスはこれまでのプロジェクトよりも長期化するものと考えられるため、この背景を勘案して、「実施案提出期日は追加海域調査結果の提供時期などを踏まえ、有資格事業者と協議して見直すことができる」旨を追記していただきたい。	
8	III. スケジュール	1 ポ ツ	【修正意見】 (修正案) 一連の手続きを踏まえたスケジュールとする。<u>ただし、海域実地調査の状況や、実施案の検討状況により、必要に応じて見直すことができるものとする。</u> (理由) 少なくとも、国が現在実施中の海域実地調査結果を踏まえた検討期間や、ファイナンスに係る検討期間を確保することが望ましく、現時点で必要な期間を見通すことが困難と考えられるため。	
9	III. スケジュール	1 ポ ツ	【二段階方式とした公募スケジュールの設定】 ・本公募事業は国内において前例の無い規模のプロジェクトであり、且つ、公募段階においては補足説明資料 P2「骨子案検討に際しての留意事項」に記載の課題並びに国内でこの種の公募事業では初となるプロジェクトファイナンスによる資金調達の検討・課題が存するなか、入札主体が定量面（事業性・資金調達等）・定性面（取組意義・地元協調等）の両面における検討を深度深く行える時間軸の設定と環境を整え、真に必要な工事費・工期等の洗い出し及び資金調達の蓋然性を見極めた上で、最終的な実施案の提出並びに広域系統整備計画の決定とすることが事業実現性等の観点から肝要ではないかと考える。 ・その実現にあたり、以下に記載する二段階方式とした公募スケジュールの設定も考えられ、ご検討賜りたい。 〈前提〉	いただいたご意見も参考に、有資格事業者は実施案の検討に係る体制を構築し、定期報告や必要に応じて本機関との協議を行う仕組みを追加するとともに、事業実施主体を決定する前に、実施案を提出した有資格事業者に対して広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行うことを想定しています。

			応募意思表示、実施案提出、広域系統整備計画の決定をクリティカルパスとした場合に、実施案提出タイミングを2回に分ける 〈公募スケジュールの流れ（案）〉 応募意思表示～実施案提出（第1回目）： -本期間はこの種の公募と同程度の期間を想定 -公募開始段階迄に提供される各種検討材料や実施案提出（第1回目）迄に独自で調査等した検討材料を中心とした実施案内容及び実施案提出（第2回目）に要する期間等を記載した実施案を作成・提出 -当該実施案を基準に、事業実施主体1社を仮選定 実施案提出（第1回目）～実施案提出（第2回目）： -本期間は第1回目実施案に記載の期間とする -仮選定された事業実施主体は、事業開発フェーズとして現地調査、設備設計、メーカー交渉や資金調達交渉等の定量面、並びに国等と共同にて地元協議会（関係行政庁・漁業関係者等を中心とした地元との対話・調整機能を想定した協議会）を設営・運営による定性面の各検討を実施 -実施案提出（第2回目）においては、現地調査・地元協議会や各種工事請負企業との交渉を通じた事業スケジュール、必要となるコストや必要資金調達額等の確定と各契約相手方の提供意思の確認等を踏まえた内容とする 実施案提出（第2回目）～広域系統整備計画の決定： -本期間はこの種の公募と同程度の期間を想定	
10	IV. 応募意思の確認	2 ポ ッ	連名での応募意思表示の際に、必ずしも全ての事業者が技術的能力を有している必要はないのではないか。 SPCの組成を念頭に連名で応募意思表示をする場合、SPCの中で技術的な役割以外の役割を担う事業者もいると想定されるため、連名の事業者の中で技術的能力を有する事業者が一定程度いれば問題ないとする。	いただいたご意見も参考に、応募資格者の要件について検討させていただきます。 なお、公募要綱の骨子案では応募資格者について、複数の事業者が連名による応募を希望する場合は、全ての事業者が応募資格を有することが必要でしたが、公募要綱案では

11	IV. 応募意思の 確認	2 ポ ツ	2 ポツ目の文章の削除を希望する。複数の事業者が連名による応募を希望する場合には、連名となる事業者の中に応募資格を有する事業者がいれば、全ての事業者が応募資格を有する必要が無いことを認めて頂きたい。本件の事業費は巨額である為、連名となる全ての事業者が十分な財務的能力を有することは必要であるが、必要となる様々な機能・役割を連名事業者間で分担して遂行することによって本事業が安定的に遂行され得ることを鑑みれば、必ずしも全ての事業者が技術的能力を有していなくとも、上記の通り連名となる事業者の中に技術的能力を有する事業者が含まれていれば十分であるとする。	応募資格を有する事業者を含む必要がある旨に修正します。
12	IV. 応募意思の 確認	2 ポ ツ	【質問】 複数の事業者が連名による応募を希望するケースは、必要となる役割を相互補完するが故に発生することを思うと、全ての事業者が技術的能力を有している必要はないようにも考えられるが、どのような意図によるものか。	
13	IV. 応募意思の 確認	2 ポ ツ	連名による応募資格の記載は、複数事業者で施工区分を分担するケースを想定した記載であり、複数事業者で SPC を組成（検討中含む）ケースにおける各事業者に求める条件については具体的に示されていない認識であるため、SPC 組成（検討中含む）ケースにおける各事業者に求める条件を明示すべきと考えます。なお、SPC を組成（検討中含む）ケースでは、全ての事業者に対して十分な財務的・技術的能力を求める必要はないものと考えます。	
14	IV. 応募意思の 確認	2 ポ ツ	複数の事業者が連名で応募し、その内の幾つかの事業者が応募資格無しと判断された場合は、連名事業者全体を応募資格無しとはせず、残りの事業者には連名あるいは個別に応募資格を与えて頂きたい。	
15	IV. 応募意思の 確認	1 ポ ツ	仮に送電事業の許可を取得しようとする事業者が、自らまたは子会社において現時点で発電（小売）事業者若しくは発電（小売）事業を営んでいる事業者、若しくはこれらの事業に参画しようとしている事業者であった場合、当該事業者は応	電気事業法における送電事業及び発電事業に関する制度も踏まえた対応・審査を行います。

			募の適格要件を満たすのか。これらの事業者は、応募意思表明前にも本プロジェクトの検討のために一定の技術情報（系統データ等）を必要とする可能性が考えられるが、行為規制の観点等も踏まえた資格審査は応募意思表明後と思われ、かかる資格審査前であっても系統情報の授受をすることについて、適正な電力取引についての指針（GL）を踏まえ、一定の制約その他配慮の必要が生じることはないのか。具体的な情報授受においてはどのような手続きを踏むのか。	
16	I. 実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯	1 ポツ	本計画は、費用便益評価において考慮しきれていない定性的な効果があることを踏まえ、費用便益評価の結果に因らず、政策的な観点等から増強が必要と整理して検討を進めているものと認識している。 本計画のような大規模かつ漁業交渉を伴う工事の場合、利害関係者も非常に多くなるため、増強の必要性を明確に説明できないと円滑に工事を進めていく上で大きな支障になる。そのため、応募意思表明の最終判断は、増強の必要性が整理された後に行うべきではないか。	北海道本州間連系設備の増強の必要性については、国の審議会において「広域的取引上、特に重要なものであり、現時点での費用便益の評価には反映しきれない将来の再エネ電源の活用も期待されることから、引き続き、工事費等を精査しつつ、将来的な再エネ導入拡大の見込みや、電力のレジリエンス強化の観点のほか、社会的ニーズを加味し、可能な限り早期に増強し、東日本における再エネを含めた電気の広域的な運用につなげていく」旨の方向性が示されております。
17	I. 実施案及び事業実施主体の公募に至る経緯	1 ポツ	補足資料（第 80 回 広域系統整備委員会資料 1）にも記載されている通り、本案件は海底ケーブルルートの一部区間で情報の不確実性があり、基本要件では 2024 年度に追加調査を実施する予定としているが、調査結果により、ケーブルルートやケーブル防護、ケーブル製造に要する費用等について今後変更となる可能性があることを留意事項として挙げられている。 このように工事費や工期が今後相当変動する可能性があるため、応募意思表明の最終判断は、海底ケーブルルートの追加調査を実施し、不確実要素を整理した後に行うべきではないか。	なお、応募意思表明書の提出については、その後の有資格事業者による実施案の作成及び提出等のプロセスも勘案し、あらかじめ行うことが必要であると考えております。 また、応募意思表明書の提出後も、事業実施主体を決定する前に、実施案を提出した有資格事業者に対して広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行うことを想定しています。
18	IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	1 ポツ	審査結果の通知には応募資格有無を判断された根拠も含めて頂きたい。その上で、実施案提出迄に応募資格無しと判断された根拠・事実が改められた場合は、当該事業者に応募資格を与えるプロセスを追加頂きたい。	いただいたご意見も参考に、今後の手続きについて検討します。

19	VII. 実施案の提出	2 ポ ツ	複数の事業者が連名で応募意思表示を提出し有資格事業者となった後に、連名となっている事業者でSPCを組成しSPCとして実施案を提出することは可能か。	有資格事業者がSPCを組成して実施案を提出することは可能です。当該実施案の提出時に、SPCが応募資格を有することを証する書類をあわせてご提出ください。
20	VII. 実施案の提出	2 ポ ツ	通し番号19のケースで、当初は連名での応募意思表示に加わっていなかった事業者が実施案提出のタイミングでSPCの出資者に加わることは可能か。また、その場合に新たにSPCの出資者となる事業者は送電ライセンスを有していたり応募意思表示をしていることが必要か。	なお、詳細は公募要綱案をご確認ください。
21	VII. 実施案の提出	2 ポ ツ	複数の事業者がそれぞれ個社で応募意思表示をし有資格事業者となった後に、その複数の事業者でSPCを組成し、SPCとして実施案を提出することは可能か。また、その際に応募意思表示をしていない事業者がSPCに加わることは可能か。	
22	VII. 実施案の提出	7 ポ ツ	ある会社1社が、「③送電事業者となる許可を取得しようとする事業者」としてSPCを作って、またはSPCを作る前提で応募意思表示をし、その後、実施案の段階で他の事業者が当該SPCに加わり、当該SPCとして実施案を提出することは可能か。可能な場合、後から加わる事業者は応募意思表示を提出しておく必要があるか。	
23	VII. 実施案の提出	2 ポ ツ	通し番号19のケースで、連名となっている事業者でSPCに加わらない事業者がいた場合、その事業者は実施案提出辞退の手続きは不要という理解で良いか。	
24	VII. 実施案の提出	7 ポ ツ	複数の事業者が連名で応募意思表示を提出した場合に、連名ではなく施工区分を分担した上でそれぞれの事業者が実施案を提出することは可能か。	複数事業者が連名で応募意思表示をし、有資格事業者となった場合、1有資格事業者とみなされます。
25	VII. 実施案の提出	7 ポ ツ	通し番号24のケースで、連名に加わっていない事業者も含めて施工区分を分担した実施案を提出することは可能か。可能な場合は、後から加わる事業者は個社で応募意思表示をしている必要があるか。	実施案の提出は、1有資格事業者につき1件までとします。 なお、詳細は公募要綱案をご確認ください。

26	VII. 実施案の提出	7 ポ ツ	通し番号 24 のケースで、連名で応募意思表示をした事業者の一部が実施案を提出しないことは認められるのか。また、その場合に提出しない事業者の辞退手続きは必要になるのか。	
27	VII. 実施案の提出	2 ポ ツ	複数事業者による連名で有資格事業者となった後の実施案提出時点での構成事業者変更は、公募要綱骨子案では事業者が追加される場合のみを規定しているが、構成事業者の一部が連名事業者から脱退した場合でも、残存する構成事業者に有資格事業者が含まれている限りにおいては当該連名事業者は実施案を提出出来ることを認めて頂きたい。	いただいたご意見も参考に、実施案の提出手続きについて検討させていただきます。 なお、詳細は公募要綱案をご確認ください。
28	VII. 実施案の提出	2 ポ ツ	通し番号 11 にて意見申し上げた通り、連名による応募の場合には、事業者に変更がある場合においても、連名となる事業者の中に応募資格を有する事業者がいれば、追加となる事業者の応募資格を問わないことを認めて頂きたい。	
29	VII. 実施案の提出	6 ポ ツ	(質問・意見) 「実施案の提出は、1 事業者につき 1 件」とありますが、実施案の中で場合分けすることや、「この場合は実施案の提出を辞退する」といった条件を付すことは可能とすることにしてはいかがでしょうか。 なお、場合分けする中で、地域のステークホルダーとの交渉等に時間を要すると見込み、基本要件の工期を超過する実施案となることも想定されますが、その内容が合理的であれば、評価に影響を与えることなく許容されることが良いと考えます。	
30	VII. 実施案の提出	3 ポ ツ	実施案の修正について協議が必要で、協議による場合を除き実施案の修正ができないとの記載があるが、前例の無い技術的にチャレンジな事業に際し、十分な検討期間が無ければ、実施案修正ニーズが出る可能性が極めて高いものと思われる。本プロジェクトの不確実性に鑑み、仮に、協議の結果、実施案修正が認められない可能性があるのであれば、事業者としては実施案提出を躊躇することになりかねないので、実施案の修正については事業者側からの理由書提出等を	業務規程及び送配電等業務指針に基づき、本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性若しくは事業実現性等の向上又は提出された実施案の適正な比較評価のために必要であると認められた場合には、実施案の修正に関し、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者に協議を行います（ただし、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、当該協議を行うことができます。）。

			もって原則として認める等、実施案の修正について柔軟な対応をして頂くようにご配慮頂きたい。	
31	VII. 実施案の提出	3 ポ ツ	実施案の検討期間が短く、貴機関における評価中に有資格事業者の検討深掘りにより、実施案の内容が変更となる可能性がある。有資格事業者の申し出により、実施案の変更協議ができるように、「本機関が必要であると認めた場合には、」の記載を削除いただきたい。	
32	VII. 実施案の提出	3 ポ ツ	実施案を修正する必要がある場合には、貴機関が必要性を認める・認めないに関わらず、実施案修正に係る協議に応じて頂きたい。	
33	VII. 実施案の提出	3 ポ ツ	【修正意見】 (修正案) 本機関が必要であると認めた場合、<u>または有資格事業者から申出があつた場合には、広域系統整備委員会の議論を踏まえ、実施案の修正に関する協議を行う。</u>有資格事業者は、当該協議による場合を除き、実施案を修正できない。 (理由) 本事業は、大規模かつ巨額なプロジェクトであるが故に、十分な検討期間が確保されない限り、提出済みの実施案の修正が望ましい状況になることも十分想定されるため。なお、複数の事業案が出てきた場合には、修正する機会を全ての事業者に須らく与えることで、公平性を担保できるものと思料。	
34	VII. 実施案の提出	3 ポ ツ	実施案提出時点ではサプライヤーが決定していない可能性が高いことや、近年の HVDC 市場の状況等から、実施案提出時点では実施案にて提案する仕様や、完工時期を特定出来ない可能性が高いと想定されます。この為、実施案の修正協議は事業実施主体からの発議によっても可能とした上で、特に工程、仕様等については実施案提出後に協議の上決定することとした方が現実的と考えます。	
35	VII. 実施案の提出	4 ポ	応募意思表明書提出後の事情変更とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。本プロジェクトの不確実性に鑑	

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所、複数のご意見が関連しているもの等については事務局で修正）

		ツ	み、原則として理由書の提出をもって辞退を可能とする等、応募意思表示後の実施案提出の辞退について柔軟な対応をして頂くようにご配慮頂きたい。	いただいたご意見も参考に、有資格事業者は実施案の検討に係る体制を構築し、定期報告や必要に応じて本機関との協議を行う仕組みを追加することを想定しています。
36	VII. 実施案の提出	4 ポ ツ	有資格事業者は、応募意思表示書提出後の事情変更により、実施案の提出が困難となった場合、その事由及び当該事由が実施案等の評価に与える影響について、貴機関に申し出た上で、無条件に、実施案の提出を辞退出れることを確認頂きたい（その旨、公募要綱に明記頂きたい）。	なお、応募意思表示書提出後の事情変更とは、例えば、応募意思表示書の提出までには生じなかった事象等が想定されます。
37	VII. 実施案の提出	4 ポ ツ	【修正意見】 （修正案） 有資格事業者は、応募意思表示書提出後の事情変更や、<u>公募要綱等の充足困難</u>により、実施案の提出が困難となった場合、その事由及び当該事由が実施案等の評価に与える影響について、本機関に申し出た上で、実施案の提出を辞退することができる。 （理由） 骨子案 『IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等』 の1ポツ目に「実施案は公募要綱等を充足することを要し、充足しない場合、実施案として採用しない」と記載があることから、事業者側が、公募要綱等を充足しないと判断し実施案の提出を辞退するケースも想定されるため。	本機関への実施案の提出が困難となった場合には、その事由等について、業務規程第58条も参考に、有資格事業者としてどのように評価し、辞退という判断に至ったのかを具体的にご記載ください。
38	VII. 実施案の提出	4 ポ ツ	（意見） 「有資格事業者は、応募意思表示書提出後の事情変更により、実施案の提出が困難となった場合、その事由及び当該事由が実施案等の評価に与える影響について、本機関に申し出た上で、実施案の提出を辞退することができる。」と記載されていますが、この事情変更の内容を具体的に記載して頂くべきと考えます。 例えば、応募意思表示書提出後に有資格事業者に開示された調査結果もしくは有資格事業者自身が行う調査の結果の内容が、事業者として実施判断を行うためには不十分であることや、自他を問わない調査の結果有資格事業者が想定する経済	

			性に見合う実施案の策定が困難であることを理由とした辞退は許容する、といった記載です。	
39	VII. 実施案の提出	4 ポツ	有資格事業者が実施案の提出が困難となった場合、「当該事由が実施案等の評価に与える影響」を貴機関に申し出ることになっているが、「実施案等の評価」とは具体的に何を指しているのでしょうか。仮に計画策定プロセス全体に与える影響（例えばスケジュール等）を指している場合、有資格事業者は把握できないことから、「当該事由が実施案等の評価に与える影響」を削除すべきと考えます。	
40	VII. 実施案の提出	4 ポツ	「実施案の提出が困難となった場合、その事由及び当該事由が実施案等の評価に与える影響について、本機関に申し出た上で」とありますが、実施案等の評価に与える影響は有資格事業者が判断するものではなく、広域機関殿にて確認されるものであるため、条件としての記載は削除すべきではないでしょうか。	
41	VII. 実施案の提出	5 ポツ	5 ポツ目は、4 ポツを補足する文書と理解しており、その前提で、公募要綱案では4 ポツの内容に続けて記載し、誤解の無いようにしていただきたい。 また、本計画策定プロセスは、前例のない大規模なプロジェクトであり、応募意思表明時点でも、事業実現性・事業継続性において不確定要素があると想定され、事業者の応募意思表明のハードルを極力下げること、かつ貴機関にて申し出内容を確認したうえで、広域系統整備委で議論される認識であることから、辞退理由の公表や有資格事業者に対して広域系統整備委等で説明を求める必要はないと考えます。 よって当該箇所は、「なお、有資格事業者が申し出た内容について、本機関より説明を求める場合がある。」へ修正すべきと考えます。	いただいたご意見も参考に、適切な記載となるよう努めます。 また、有資格事業者は、応募意思表明書提出後の事情変更により、本機関への実施案の提出が困難となった場合には、本機関に対して、あらかじめ実施案の提出に必要な対応等について検討体を構成する事業者の意見を取りまとめた上で代表して発議し、本機関と協議を行います。 有資格事業者は、本機関との協議を経てもなお、実施案の提出が困難である場合には、その事由等について、本機関に申し出た上で、実施案の提出を辞退することができます。
42	VII. 実施案の提出	5 ポツ	「なお、」がVII. 実施案の提出に対する補足で、提出された実施案を公表するのか、または、4 ポツに対する補足で、申し出された辞退理由及び当該事由が実施案等の評価に与える	本機関では有資格事業者からの申し出以上の詳細を把握することができないことから、辞退申出書の内容について公表するとともに、有資格事業者が実施案の提出が困難とな

			影響を公表するのか、不明確であるため、どちらなのか明確にしていきたい。 また、どちらの場合でも、機微な情報が公表されないように、「有資格事業者から提出された内容について、<u>有資格事業者からの承諾を得た場合は公表するとともに・・・</u>」と修正いただきたい。	った事由等について当該有資格事業者に対して広域系統整備委員会等での説明を求める場合があります。 なお、辞退申出書の内容について公表する際には、機微情報の取扱いについて配慮します。
43	VII. 実施案の提出	5 ポ ツ	「有資格事業者から提出された内容について公表するとともに、当該内容について当該有資格事業者に対して広域系統整備委員会等での説明を求める場合がある。」とありますが、提出が困難となる理由には技術的な内容に限らず、財務面やケーブルルートの確保にあたっての関係者との協議状況など、機微な内容を多分に含むものと想定されますので、少なくとも「公表」は内容に応じて検討されるべきではないでしょうか。また、委員会での説明は「辞退条件」ではないと認識しておりますので、説明の主体は広域機関殿になるのが自然かと思いますが、辞退後にその説明を委員会にて求める理由はなぜでしょうか。	
44	VII. 実施案の提出	5 ポ ツ	広域系統整備委員会（5/31）では、巨額の資金調達や工期・費用の変動の可能性等に配慮し、実施案提出の辞退を可能とすることが示されたが、本骨子案の「なお書き」の記載については、やむを得ず辞退せざるをえない事業者に負担となるものであり、幅広く事業者を公募する趣旨からは、削除すべきではないか。	
45	VII. 実施案の提出	5 ポ ツ	有資格事業者から提出された内容については、広域系統整備計画が認定される迄は公表しないで頂きたい（公募である以上、複数の実施案・事業実施主体が競合する可能性があることに加え、事業実施主体の最終投資意思決定は広域系統整備計画認定と同じタイミングになる為）。	
46	VII. 実施案の提出	4 ポ ツ	本記載は、2024年5月9日から意見募集されていた中国九州間連系設備に係る公募要綱案にも記載いただきたい。	本意見募集は、北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集に係る公募要綱骨子（案）に対するものとなります。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所、複数のご意見が関連しているもの等については事務局で修正）

47	VII. 実施案の提出	4 ポ ツ	本プロジェクトは国内で類を見ない長距離海底ケーブルの敷設を含む大規模かつ巨額なプロジェクトであることから、実施案提出時に依然として事業蓋然性が不透明な状況であること、そしてその為に実施案提出後に事業者が想定していた実施案の前提が大きく変化する可能性が否定できない。応募意思表示書提出後のみならず、実施案提出後においても、事情変更により、実施案の実行が困難となった場合その他実施案の前提に重大な変更が生じた場合には、実施案の実行の辞退を可能としてはどうか。	いただいたご意見も参考に、本機関は、事業実施主体を決定する前に、実施案を提出した有資格事業者に対して広域系統整備計画における事業実施主体となることについて意思確認を行うことを想定しています。
48	VII. 実施案の提出	4 ポ ツ	有資格事業者は、実施案提出後の事情変更により実施案の修正が必要となったにもかかわらず、実施案の修正が認められず実施案の実行が困難になる場合には、提出した実施案を取り下げて、本事業から撤退出来ることを認めて頂きたい（その旨、公募要綱に明記頂きたい）。	
49	VII. 実施案の提出	—	「年度内の広域系統整備計画策定」や補足資料の留意事項③～⑤の観点、本件の事業規模を踏まえると、実施案提出の時点では技術面・ファイナンス面・関係者との協議である程度の不確実要素が残る状態で実施案となると考えられ、そのタイミングでの事業者としての最終投資判断が困難であることが想定される。したがって、実施案提出以降の検討により事業実施が困難と事業者が判断した場合には実施案提出後や広域系統整備計画策定後であっても辞退を可能としていただきたい。	
50	VII. 実施案の提出	—	【追記意見】 （追記案） <u>実施案の提出から広域系統整備計画の策定までの間に、実施案提出時の前提条件が変化したことにより事業実現性が低下した場合や、社会情勢等により事業の継続性が悪化した場合には有資格事業者は辞退することができる。</u> （理由） 実施案の提出に際しては、事業の実現性および継続性が前提条件となることから、事業の実現性が低下または継続性が悪化した場合には辞退せざるを得ないと考えられるため。	

51	VII. 実施案の提出	4 ポ ツ	【二段階方式とした公募スケジュールの設定】 通し番号9に記載の通り、深度ある検討による真に必要な工事費・工期等の洗い出し等には相当程度の年月が要するものと思料され、二段階方式とした公募スケジュールの設定を想定した場合は、実施案提出（第2回目）までは提出辞退が可能な建付けとして、ご検討賜りたい。	
52	II. 公募の目的	1 ポ ツ	本プロジェクトが我が国では前例のない大規模プロジェクトであり、特に募集手続の時点においては不確実性が非常に高いという点を考慮し、実施案募集・決定と事業実施主体の募集・決定を分ける段階的な手続きとしてはどうか。実施案を提出した時点では事業実施主体への参画義務が発生しないということで、事業者としては実施案提出の意思決定がしやすくなり、実施案提出が促進されと考えられる。さらに実施案の確定によって不確実性が一定程度軽減されることで、その後の事業実施主体への応募も促進されることが期待される。 なお、仮に、実施案提出者が現れないなどの理由で募集を取り止めた場合、業務規程第56条の3第3項に基づいて実施案提出者を指名することも考えられるが、この場合には、当該指名を受けた者は実施案の提出義務を負うのみであって、事業実施主体となる義務を負わないと理解しているが、この理解で正しいか。	
53	VIII. 実施案の記載事項	2 ポ ツ	「実施案は、公募要綱で示す「実施案の要件」及び送配電等業務指針第55条に規定する考慮事項を踏まえ、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画とすることを要する。」の記載について、有資格事業者から提出された実施案に対する費用便益評価である「増強の経済合理性」は貴機関および広域系統整備委員会にて評価・判断いただくものと認識していることから、実施案の記載事項として有資格事業者へ増強の経済合理性を求める必要はない（「増強に経済合理性が認められる」を削除すべき）と考えます。	本機関では、広域系統整備について計画策定プロセスを開始した場合、その過程で費用便益評価等を実施し、業務規程第56条第1項各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討しております。 費用便益評価の結果にかかわらず、実施案の対策工事については、その対策工事を選定した考え方等に基づき、経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を求めるものです。

54	VIII. 実施案の記載事項	2 ポ ツ	増強の経済合理性について。B/Cの検証は、一義的には広域機関が実施していると理解しているが、その認識で良いか。事業者側における、経済性への説明責任の考え方を示して頂きたい。	詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。
55	VIII. 実施案の記載事項	2 ポ ツ	【修正意見】 (修正案) 実施案は、公募要綱で示す「実施案の要件」及び送配電等業務指針第55条に規定する考慮事項を踏まえ、 増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画 とすることを要する。 (理由) 経済合理性については、提出された実施案を踏まえ、広域機関が費用便益評価等により確認するものと考えられるため。	
56	VIII. 実施案の記載事項	2 ポ ツ	「増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画とすることを要する」と記載されているが、本計画は従前の地域間連系線増強（東北東京間連系線や新々北本連系線等）と異なり、定量評価ではB/C<1で経済合理性が認められないケースがあるにも係わらず、費用便益評価に考慮しきれない定性的な効果を考慮して増強が必要と判断されているものと認識している。従前の地域間連系線増強においては、B/C≥1の中でもB/Cが大きな対策案を検討していたが、本計画はB/Cが1を超えない可能性もあることより、「経済合理性が認められる合理的な整備計画を実施案に求める」というのは具体的にどのような意味か明確にして頂きたい。	
57	VIII. 実施案の記載事項	2 ポ ツ	有資格事業者から提出された実施案に対する便益評価である「対策の効果」は貴機関および広域系統整備委員会にて評価・判断いただくものと認識していることから、実施案の記載事項として有資格事業者へ対策の効果を求める必要はない（「対策の効果」を削除すべき）と考えます。 「将来拡張性」は、貴機関が示すべき将来計画の可能性等を踏まえての記載である場合、貴機関から、前提とすべきマス	
				対策の効果については、広域系統整備の基本要件を踏まえて想定される効果や、その他に有資格事業者として想定される追加の効果などをご記載ください。 将来拡張性については、将来の更なる運用容量拡大が必要となった場合において、実施案の対策工事が更なる広域系

			タープラン等、将来見込むべき構想が示される必要があります。	統整備に向けた効果的な実施案であるか評価するために、将来拡張性に関する事項をご記載ください。
58	VIII. 実施案の記載事項	1 ポツ	東地域における将来拡張性はどのようなことを想定されていますでしょうか？	詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。
59	VIII. 実施案の記載事項	2 ポツ	【修正意見】 (修正案) 実施案の記載事項は、対策工事の概要、対策工事件名の概要、対策工事の選定理由、経済性、電力系統の安定性、対策の効果、事業実現性、事業継続性、他者設備への影響、将来拡張性、工事費低減の方策その他の実施案の評価に資する事項とする。 (理由) 東地域 HVDC 整備の効果については、本計画策定プロセスの開始を要請した国や、費用便益評価を実施した広域機関殿により説明されるべき事項と思料。	
60	VIII. 実施案の記載事項	1 ポツ	電力系統の安定性に関して、実施案策定時点では HVDC のサプライヤーは決定していないと想定されるため、例えば過渡現象の解析等の詳細な安定性の評価は困難と考えます。	実施案の提出時点で検討可能な系統解析の検討結果をご記載ください。
61	XV. その他	1 ポツ	本事業は前例のない巨額プロジェクト且つプロジェクトファイナンスを想定した事業であることを踏まえると、事業者が応募するために、事業実施に必要な許認可、遵守すべき法令・条例等が公募要綱に示される必要があると考えます。	有資格事業者又は事業実施主体は、事業の具体的な検討と並行して、必要な許認可等についても検討し、事業実施主体は事業を適切に実施するために必要な許認可等について、許認可権者に対して責任をもって申請するものと認識しております。
62	VIII. 実施案の記載事項	2 ポツ	【実施案作成に際しての前提事項の記載：《許認可等》】 ・許認可等の前提事項としては、海底ケーブル敷設ルート等の海底面の利用許可主体・期間・占用料等、揚陸地点を含む陸上用地で許可が必要になる場所・許可主体・期間・占用料等、（少なくとも長期に亘る建設期間中に利用する）港湾等の海洋工事に利用する拠点港に係る排他的利用権の付与も含めた場所・許可主体・期間・占用料等の各詳細、並びに海底ケーブル敷設ルート上で影響を受ける漁業者の特定・国とし	本機関としては、関係者間の調整が円滑に進むよう、事業実施主体への支援を国に働きかけていきます。

			ての関与姿勢/体制（地元協議会の設営等）等につき、明記賜りたい。	
63	VIII. 実施案の記載事項	1 ポ ツ	工事費低減に関して、IEC 規格も適用可能とすることによりコスト削減、及び工程短縮化を図ることが可能と考えますので、本プロジェクトでの IEC 規格の適用も可能となるようご検討お願い致します。	設備規格や調達方法については、有資格事業者又は事業実施主体にて検討するものと認識しています。
64	VIII. 実施案の記載事項	1 ポ ツ	HVDC 市場の状況に鑑み、ケーブルや変換器などの基幹製品のタイムリーな調達は困難が予想され、実施案策定時点で工事完了時期を確定することは難しいことが想定されます。従って実施案における工事完了時期はプロジェクト開始時点から 6～10 年後等の幅を持った設定とならざるを得ないと考えます。他の弊社コメントにあるように実施案提出後あるいは広域系統整備計画策定後も運転開始時点を含む工程の精度を上げていくプロセスを設定すべきと考えます。 また、政府方針である早期運開を目指す上で、事業実施主体による基幹製品の調達については、伝統的な競争入札方式以外の調達方式(例えば EU 調達指令にも含まれているフレームワーク方式による調達等)の選択も許容し、少しでも早くプロジェクトが完了する方策も検討すべきと考えます。	
65	X. 応募に必要な情報の提供	1 ポ ツ	(意見) 通し番号 68 の意見のとおり、資金調達面を含めた計画を策定するために「資金調達計画策定に必要な国の支援策等の情報」の提供が必要と思われます。	本機関による貸付等の適用については、国の審議会※にて示されております。 本機関の貸付を含む資金調達に関する公的支援など、ファイナンスに関する検討は国で実施されているものと認識しております。その検討状況については、先行的な情報提供にて資源エネルギー庁より提供されます。
66	XV. その他	—	【意見】 (公募要綱に明記いただきたい事項) ・ G X 推進機構による金融支援について、出資・債務保証の条件や支援規模等の具体的事項 (理由) 「意見募集 補足説明資料」P. 5-⑤(巨額の工事費に対する資金調達の課題がある)に係る手当が骨子案上記載されていないため、上記金融支援に関する事項を公募要綱に明記いただきたい。	※第 67 回電力・ガス基本政策小委員会及び第 55 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会

※いただいたご意見の原文を記載しております。(ただし、誤字と思われる箇所、複数のご意見が関連しているもの等については事務局で修正)

67	XV. その他	—	意見募集補足資料（広域系統整備委員会資料）に「骨子案検討に際して留意事項」①～⑦が挙げられているが、このうち「⑤巨額の工事費に対する資金調達」の課題に対し、骨子案に GX 推進機構による金融的政策支援（出資・債務保証等）を明記いただきたい。	
68	VIII. 実施案の記載事項	1 ポ ッ	（意見） 北海道本州間連系設備（日本海ルート）プロジェクトは、過去類を見ない資金調達規模であることから、他の連系線プロジェクトと異なり、プロジェクトファイナンスによる資金調達が志向されております。 そのため、実施案の記載事項として「資金調達」といった項目が必要と思われます。なお、資金調達面を含めた計画を策定するために、X 章にて提供いただく情報に「資金調達計画策定に必要な国の支援策等の情報」を追加いただく必要があると思われます。（以下通し番号 65 でも記載）	
69	XV. その他	1 ポ ッ	本事業は貴機関からの劣後融資や GX 推進機構の出資及び債務保証が一定想定されている事業であると理解しております。事業者候補者が金融機関との資金調達の議論を進めるうえでは公募要綱にて貴機関の劣後融資および GX 推進機構の出資・債務保証の詳細条件が、公募要綱にて示される必要があると考えます。	
70	XII. 広域系統整備計画の変更	—	5/29 大量導入小委資料 3 P.24 にて「送電事業のライセンスを取得した SPC（特別目的会社）を組成し、プロジェクト自体の収益性に着目したプロジェクトファイナンスにより資金調達することを軸に検討が行われている」と記載されている。 一方、事業実施主体の責めとならないやむを得ない事由により、広域系統整備計画に変更が生じ本プロジェクトの収益性が毀損される場合においては、プロジェクトファイナンスにおける追加の資金調達が困難になる可能性があるため、本プロジェクトを継続させるための GX 機構・広域機関等の金融的政策支援について明記いただきたい。	

71	VIII. 実施案の記載事項	2 ポ ツ	本事業は巨額であり、プロジェクトファイナンスによる資金調達が想定される為、資金調達方法・事業リターン等を含む事業計画を実施案に記載し、評価すべきと思料。斯かる記載事項を検討する為、本事業に関連する規制及びファイナンスに関する公的支援等を含む制度詳細について公募要綱に明記頂きたい。	
72	VIII. 実施案の記載事項	2 ポ ツ	【実施案作成に際しての前提事項の記載：《資金調達》】 ・資金調達の前提事項としては、公的支援策に関して、GX推進機構による債務保証や出資の詳細（保証割合・保証上限額や出資可能額・出資時期・議決権必要有無等）及び貴機関による劣後貸付の詳細（金額・その他融資条件全般、又は契約書雛型の提示・交渉可否等。また、コストオーバーラン等費用増嵩時における不足資金に対する追加融資の条件等を含む）、並びにコーポレートファイナンス又はプロジェクトファイナンスによって適用の可否に違いが生じるのか等につき、明記賜りたい。	
73	XV. その他	—	【意見】 （公募要綱に明記いただきたい事項） 広域機関殿による貸付について、貸付条件や貸付規模等の具体的事項 （理由） 「意見募集 補足説明資料」P. 5-⑤（巨額の工事費に対する資金調達の課題がある）に係る手当てが骨子案上記載されていないため、上記貸付に関する事項を公募要綱に明記いただきたい。	
74	XV. その他	—	意見募集補足資料（広域系統整備委員会資料）に「骨子案検討に際して留意事項」①～⑦が挙げられているが、このうち「⑤巨額の工事費に対する資金調達」の課題に対し、骨子案に広域機関による金融的政策支援（貸付等）を明記いただきたい。	

75	XIV. 本公募要綱に記載の無い事項について	1 ポ ツ	【プロジェクトファイナンスにおいて必要となる前提事項】 ・プロジェクトファイナンスは全資産担保を前提とした資金調達手法であり、とりわけ、収入源となる契約への担保設定は必須。本事業においては、系統設置交付金・特定系統設置交付金・広域系統整備交付金は電気事業法における法定関係のもと、事業実施主体とは契約を締結しないものと理解しているところ、担保設定の方法としては、例えば、事業実施主体が貴機関に対して有する各交付金請求権に対する質権設定等の代替手段も考えられ、これら次善策（含む、貴機関と融資金融機関との直接協定の締結等）に対する相談を受けた場合には最大限の協力を行う旨を明記することにつき、ご検討賜りたい。 ・上述と関連し、沖縄電力を除く全国9社の一送と締結する振替託送供給契約も略同様に担保設定は必須であり、同契約の債権・地位に対する直接的な担保設定又は次善策による担保設定の許容もしくは協議に応じる義務等を明記することをご検討賜りたい。 ・プロジェクトファイナンスは、融資返済が滞り一定の条件に抵触した場合等でデフォルトに陥った際、全資産担保による担保権実行により、事業SPCのスポンサーチェンジ又は新SPCを設立し事業承継を行うことで、事業の再建並びに融資金の回収を図る資金調達手法であるため、事業実施主体がプロジェクトファイナンスによる資金調達を選択した場合には、事業SPCに対するスポンサーの出資持分を含む全資産担保設定の許容（収入源に係る整理は上述の通り）及び本事業の地位承継が可能となる枠組みの設定及び明記をご検討賜りたい。	本機関による貸付及び特定系統設置交付金の適用については、国の審議会※にて示されております。 各法令に基づき、系統設置交付金・広域系統整備交付金は本機関から事業実施主体に対して、特定系統設置交付金は本機関から認定整備等事業者に対して、それぞれ交付されます。 個別の事象について、必要に応じて本機関又は国等と協議を行うことは妨げられません。 ※第 67 回電力・ガス基本政策小委員会及び第 55 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
76	VIII. 実施案の記載事項	2 ポ ツ	【実施案作成に際しての前提事項の記載：《収入諸元》】 ・収入諸元の前提事項としては、本プロジェクトは全国調整スキームのもと、実際の潮流や稼働率に関係なく、特定系統設置交付金・系統設置交付金・広域系統整備交付金・送電料にて費用回収を図るものと理解しているところ、全般事項として各交付金・送電料の算定根拠（含む、再エネ寄与率や広域系統整備交付金の具体的な率・金額）・金額の決定時期・交付頻度・交付期間・変動可能性・中止/返還可能性・不可	本機関の貸付を含む資金調達に関する公的支援など、ファイナンスに関する検討は国で実施されているものと認識しております。その検討状況については、先行的な情報提供にて資源エネルギー庁より提供されます。 送電料契約やそこに含まれる事業報酬（率）については民間同士の決定事項です。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所、複数のご意見が関連しているもの等については事務局で修正）

			抗力の取り扱い・契約有無・税務上の取り扱い等につき明記賜りたい。 ・送電料に関しては、本事業に利用される振替託送供給契約の雛型提示や、沖縄電力を除く一送9社との契約方法（契約は1つ又は9つのいずれか）に加え、民民での契約となるものの、上述した全般事項の取り決めに対して貴機関又は国等において制限する事項等があれば、明記賜りたい。 ・送電料より支払を受ける事業実施主体の事業報酬(率)につき、考え方の前提・条件を具体的に明記いただくとともに、公募上の上限値等、入札主体が適切な事業報酬率の設定を判断するに足る材料及び目線とその根拠、並びに将来変動する可能性が残る場合にはその変動を要因に事業継続が困難となった場合等の救済策含めた対応案につき、明記賜りたい。	
77	VIII. 実施案の記載事項	2 ポ ッ	【実施案作成に際しての前提事項の記載：《本事業の対象範囲と対象費用》】 ・本事業はこれまでの整備計画と異なり、一般送配電事業者以外にも多数の関係者が関わることや巨額資金を要することに起因しプロジェクトファイナンスによる資金調達となる可能性があるため、適切な事業計画作成に当たって必要となる各前提事項につき、これまでエネ庁主催の各種委員会等で議論されてきた内容含め整理・明確化の上で、ご記載賜りたい。以下、「実施案作成に際しての前提事項の記載」と題した意見は、同様の趣旨となる。 ・本事業の対象範囲は「実施案の要件」に記載されるものと理解しているところ、本事業の対象範囲をより詳細（事業実施主体の設備と一送との責任分界点等）に明記賜りたい。 ・本事業の対象範囲に関連し、各交付金等の開始期間の前提となる、本事業の「運転開始」の定義につき明記賜りたい。例えば、事業実施案において他社整備への影響があり他社にて本事業と並行して整備を行う場合、本事業の「運転開始」とは、事業実施主体の設備完工の達成か、事業実施主体の設備完工に加え他社設備の完工を以って達成と見做されるのか、事業実施主体ではコントロール不可能な影響を受ける可能性があるれば、明記賜りたいというのが趣旨となる。	ファイナンスに関する検討は国で実施されているものと認識しております。その検討状況については、先行的な情報提供にて資源エネルギー庁より提供されます。 責任分界点等については、有資格事業者又は事業実施主体にて検討するものと認識しています。詳細は、有資格事業者を対象とした説明会でご説明します。

			・本事業の対象費用の前提事項としては、プロジェクトファイナンスにおいて必要となる各種積立金（設備完工時に一括積立）や、建設予備費（利用有無を問わない）等も全国調整スキーム等の対象となるかの検討及び明記を賜りたい。	
78	VIII. 実施案の記載事項	1 ポ ツ	本件は SPC を組成し、プロジェクトファイナンスにより資金調達をすることを軸に検討が進められていることを考えると、実施案に事業実現性や事業継続性を記載するためには、工事費や工期の変動リスクをはじめとした様々なリスク及びファイナンス面や関係者との協議について国が制度の中で支援すると整理している事実及び事業者とのリスク分担が明確になっている必要があるため、公募要綱の中で明記していただきたい。	プロジェクトファイナンスを前提とした事業リスクなど、ファイナンスに関する検討は国で実施されているものと認識しております。その検討状況については、先行的な情報提供にて資源エネルギー庁より提供されます。
79	XV. その他	1 ポ ツ	本事業はプロジェクトファイナンスを前提とした事業であることを踏まえ、事業上の官民リスク分担の考え方について公募要綱にて示される必要があると考えます。	
80	XV. その他	—	5/29 大量導入小委資料 3 P. 24 にて「送電事業のライセンスを取得した SPC（特別目的会社）を組成し、プロジェクト自体の収益性に着目したプロジェクトファイナンスにより資金調達することを軸に検討が行われている」と記載されている。 本プロジェクトは国内で類を見ない長距離海底ケーブルの敷設を含む大規模かつ巨額なプロジェクトであることから、リスクについて洗い出しを行い、公的機関と事業実施主体とのリスク分担について明確化を行ったうえで当該リスク分担について公募要綱に明記いただかないと、出資や融資を行う各ステークホルダーの理解が得られないのではないかと。	
81	VIII. 実施案の記載事項	2 ポ	第 80 回 広域系統整備委員会 資料 1 にありますように、国の追加海域実地調査の結果等を実施案に反映と記載があるた	

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所、複数のご意見が関連しているもの等については事務局で修正）

		ツ	め、「公募要綱に示す広域系統整備の方策と異なる実施案を提出する場合、・・・」は、「国の追加海域実地調査の結果等を踏まえて、公募要綱に示す広域系統整備の方策と異なる実施案の提出を可能とする。この場合、・・・」に修正すべきと考えます。 また、「公募要綱に示す広域系統整備の方策と比較検討し」とありますが、比較検討するためには、貴機関で検討した前提条件が必要となるため、その前提条件が提示される必要があります。	公募要綱に示す広域系統整備の方策と異なる実施案を提出する場合には、公募要綱に示す広域系統整備の方策と比較検討し、当該実施案を選定した理由も記載してください。 また、本機関及び資源エネルギー庁では、実施案及び事業実施主体の募集に向け、応募を検討する事業者の求めに応じて、本機関及び資源エネルギー庁が保有する技術検討等に必要となる情報を先行的に提供しています。 先行的な情報提供を希望する事業者は、本機関にて一括して申請を受け付けますので、本機関に申請をしてください。
82	VIII. 実施案の記載事項	2 ポツ	「本公募要綱に示す広域系統整備の方策と異なる実施案を提出する場合」の記載があるが、大規模プロジェクトに際し、今後発生しうる様々な不確実性を見据え、公募要綱に示す広域系統整備の方策と異なる実施案の提出についても柔軟に認めるようにして頂きたい。	
83	IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	1 ポツ	(意見) 本件は前例を見ない壮大な所要資金規模で行われ、かつ、多くのステークホルダーが関係するプロジェクトであり、資金調達規模が大きい故にプロジェクトファイナンスが活用されることも一定の道理があるところと認識しております。 一方、プロジェクトファイナンスでの資金調達とはいえ金額が大きいことから数多くの金融機関の参加が必要となり、各参加金融機関の融資金額も通常のプロジェクトファイナンスに比べても、かなり大きな規模になることが予想されます。そのような事情・背景にも鑑み、事業者による十分な調査及びその結果を踏まえた無理がなく合理性のあるコスト見積り、スケジュール構築、事業者・工事請負者等コントラクター・金融機関間の契約関係を司る精緻なストラクチャリングが不可欠と思われます。故に、実施案の評価における「実施案は公募要綱等を充足すること」という要件については、特に工期に関連して事業実施主体の実施案において事業実現性を考慮した現実的な工期の提案があった場合に一定の配慮がなされるべきと考えております。	実施案及び事業実施主体については、業務規程第 58 条に基づき、広域系統整備委員会における各事項についての総合的な評価を踏まえて決定することとなります。 例えば工期について、基本要件では「6～10 年程度」としつつも、「再エネ電源の立地状況等を踏まえて 6～10 年程度での整備を目指す。なお、ケーブル等の製造・設置工程や長距離の海底送電線工事に向けた事前調整等により相当程度工期が変動する可能性があるが、早期の整備に向けて、対応を進めていく。」としております。これを踏まえて検討された対策工事を記載したものをご提出ください。 なお、実施案及び事業実施主体の決定に当たっては、その工程が合理的かや増強の完了時期等も踏まえ、総合的に評価することとなります。

84	IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	1 ポ ツ	本計画策定プロセスは前例のない大規模なプロジェクトであるとともに、現在追加の海域調査が並行して実施されている等工期が見通せない状況を鑑みると、事業者が応募意思表示のハードルを極力下げる必要があること、および公募においては工期を評価対象とすることで対応可能であることから、公募要綱内の要件に工期を記載すべきではないと考えます。 （中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画の公募要綱では工期が幅付きながら明記されていると認識） なお、公募要綱内の要件に基本要件の工期が記載される場合、実施案提出時点で追加実地調査結果の反映や不確定要素により当該工期から変動する可能性があるが、その場合、公募要綱に充足しないものと判断がなされるのか、取り扱いをご教示ください。	
85	IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	1 ポ ツ	「実施案は公募要綱等を充足することを要し」の記載について、「等」の記載があるが、充足すべき要件は全て公募要綱に記載すべきであり、「等」は削除すべきと考えます。仮に公募要綱以外にも充足すべき要件がある場合は、「等」とはせず、具体的に記載すべきと考えます。	本記載は業務規程第 58 条に基づくものです。
86	IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	2 ポ ツ	（質問） 公募要綱において示されると想定されます、実施案及び事業実施主体の評価のポイントについては、至近の「中国九州間連系設備に係る広域系統整備計画における公募要綱案」に記載の内容と同じものを想定すれば良いでしょうか。	実施案及び事業実施主体については、業務規程第 58 条に基づき、広域系統整備委員会における各事項についての総合的な評価を踏まえて決定することとなります。詳細は、公募要綱案をご確認ください。
87	IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	2 ポ ツ	「総合的な評価」に関する評価基準を公募要綱に明記頂きたい（公募である以上、複数の実施案・事業実施主体が競合する可能性がある為）。同評価方法に対応して、実施案の記載事項（公募要綱骨子案Ⅷ.2 ポツ目）が定まってくるものと思料。	
88	IX. 実施案及び事業実施主体の評価方法等	2 ポ ツ	【資金調達手法に関する公募上の評価】 ・コーポレートファイナンス（事業実施主体：一般送配電事業者もしくは送電事業者）又はプロジェクトファイナンス（事業実施主体：SPC）のいずれの資金調達手法において	事業継続性のうち、財務的健全性については、電気事業法での許可要件も踏まえた送電事業許可の取得状況を勘案して判断することとなるため、コーポレートファイナンスか

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所、複数のご意見が関連しているもの等については事務局で修正）

			も、事業継続性（財務的健全性）の評価上で考慮する財務指標等も不変であり、評価上は何も影響を与えないということであれば、その旨を明記賜りたい。	プロジェクトファイナンスかの資金調達方法のみによって評価が変わるものではありません。
89	X. 応募に必要な情報の提供	1 ポ ッ	（意見） 過去の海域調査結果や、2024 年度に追加でおこなう海域調査結果についても情報提供いただく必要があるものと思われます。その他、作業会等で広域機関殿が得られ・保管されている情報についても、可能な範囲で実施案策定者に対して共有いただく必要があると思われますので、記載の情報以外にも情報提供が可能である旨記載いただくのが良いと考えます。	本機関及び資源エネルギー庁では、実施案及び事業実施主体の募集に向け、応募を検討する事業者の求めに応じて、本機関及び資源エネルギー庁が保有する技術検討等に必要となる情報を先行的に提供しています。 先行的な情報提供を希望する事業者は、本機関にて一括して申請を受け付けますので、本機関に申請をしてください。
90	X. 応募に必要な情報の提供	1 ポ ッ	（「（公募開始に先行して、応募判断に資する情報を事業者に提出することについては）公募に先行する事項の為、追記箇所なし」とのことであるが）応募意思表明を検討するにあたり、必要な情報提供の時期・方法については、公募要綱骨子案・公募要綱と別の形で構わない為、早急に検討の上、公示頂きたい（情報の公平性・透明性を担保する為）。	
91	X. 応募に必要な情報の提供	1 ポ ッ	海底ケーブル工事等、本事業には陸上送電網の整備とは異なる要素も含まれる為、有資格事業者に提供する情報は「電気供給事業者から提出を受けた送電系統図等の情報」に限定せず、必要な情報の提供をお願いしたい。	
92	XI. 他社設備の工事の実施及び維持・運用	1 ポ ッ	広域系統整備計画に他者設備の建設、維持及び運用が含まれる場合には、貴機関が認める・認めないに関わらず、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に工事の実施及び工事後の設備の維持・運用を求めることが出来ることを認めて頂きたい（その旨、公募要綱に明記頂きたい）。また、当該費用について他者設備を維持・運用する電気供給事業者が負担すること（本事業の事業費から除外すること）を予め明確にして頂きたい。	本機関は、実施案の内容に事業実施主体以外の他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備（以下「他者設備」という。）の増強・改造等が含まれる場合若しくはその可能性が認められる場合又は当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合には、業務規程第 58 条第 3 項の規定に基づき対応することとなります。

93	XII. 広域系統整備計画の変更	1 ポ ツ	HVDC 市場の状況及び本プロジェクトの複雑さに鑑み、実施案提出時点や広域系統整備計画策定時点では運転開始時期を含む工程を確定することが難しい可能性があり、広域系統整備計画の工程変更等が必要となる可能性が高いと考えられる為、事業実施主体からの発議による整備計画変更を可とするよう、公募要綱で明確化した方が良いと考えます。	いただいたご意見も参考に、事業実施主体は、広域系統整備計画の記載事項に変更が生じる可能性がある事由が発生した場合には、その旨を申し出ることができるように検討します。 その上で、本機関が広域系統整備計画を変更する場合には、業務規程第 63 条又は第 63 条の 2 の規定に基づき対応することとなります。その際、電気事業法に基づき、あらかじめ、経済産業大臣に届け出る等の手続きを行います。
94	XII. 広域系統整備計画の変更	—	本プロジェクトは整備計画策定後も漁業交渉など不確定要素が大きく、実施案提出以降に判明したやむを得ない事由による工事費・工期の変動およびそれに伴う追加資金調達が必要となり、事業性判断が変わる可能性があることから、「事業実施主体は、事業実施主体の責めとならないやむを得ない事由により、事業実現性・事業継続性の確保が困難となった場合、その事由及び当該事由が広域系統整備計画に与える影響について、本機関に申し出ることができる。本機関は、これを受け、広域系統整備委員会の議論を踏まえ、広域系統整備計画の変更や取りやめに関する協議を行う。」旨を追加すべきと考えます。	
95	XII. 広域系統整備計画の変更	—	【追記意見】 (追記案) <u>広域系統整備計画策定以降、リスクが顕在化するなどにより、当初計画から変更が必要となる場合には、事業実施主体となった有資格事業者は、広域系統整備計画の継続について、広域機関に対して判断を求めることができる。</u> (理由) 海底ケーブルの敷設は、先行利用者との協議や最終的な敷設ルートの調査等によってリスクが顕在化し、当初計画通りに進行することが困難となることも想定され、広域系統整備計画自体を、そのまま進めるか判断が必要になることもあると考えられる。 現在は、一旦広域系統整備計画を策定すると、同計画を進めることありきとなっているが、本件は従来と比して、リスクが顕在化した際の影響が大きいと想定され、事業者だけでは広域系統整備計画の継続可否判断ができない場合もあると考えられるため、事業者から申し出があれば、広域系統整備計	

			画の継続判断を広域機関殿に求められるよう、公募要綱に記載いただきたい。	
96	XII. 広域系統整備計画の変更	—	本事業を実施するにあたり海域や陸上部分における多くの関係者との調整を要する点は工事の不確実性があるものと理解しております。これらの調整プロセスは整備等計画の認定後に行われるものであることから、これらを要因とする整備計画の修正を貴機関との協議の末認められ得る建付けが必要であると考えます。	
97	XII. 広域系統整備計画の変更	—	本事業は前例のない巨額プロジェクト且つプロジェクトファイナンスを想定した事業であることを踏まえると、整備等計画提出後に料金審査結果により事業者が想定していた収入計画を満たせない場合、整備計画の修正を可能とする建付けが必要であると考えます。	
98	XII. 広域系統整備計画の変更	1 ポ ツ	補足説明資料P2の「骨子案検討に際しての留意事項」④～⑦に照らせば当該留意事項等に起因した事情変更があった場合、事業の継続性を担保するためには、実施案の修正及び提出の辞退に加えて、広域系統整備計画（費用及び工期を含む）についても適切に変更されることが担保されることが必要であると考えます。	
99	XII. 広域系統整備計画の変更	1 ポ ツ	「広域系統整備計画を変更する場合は、業務規程に基づき、当該広域系統整備計画の変更を行う」の記載について、本プロジェクトは整備計画策定後も漁業交渉など不確定要素が大きいため、整備計画の取止めも含めて「変更」に該当する旨を明確化する観点から、「事業実施主体の責めとならないやむを得ない事由により、広域系統整備計画の変更や取りやめを行う場合は、業務規程に基づき、当該広域系統整備計画の変更を行う」へ修正してはどうでしょうか。	
100	XII. 広域系統整備計画の変更	2 ポ ツ	（意見） 広域系統整備計画の変更は事業実施主体にはコントロール出来ない事由によるものもあると存じます。この場合において、事業実施主体が被る損害（費用増）は、送電費等にて回	

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所、複数のご意見が関連しているもの等については事務局で修正）

			収可能と理解していますが、緊急事態宣言や非常事態宣言の発令による工期遅延など極めて限定的な状況においてはそのような事態が安全保障に関連する場合もありうることも考慮して、レンダーにとって許容可能かつ応募事業者が受容出来るような公募とする必要があるのではないかと考えております。そうではないと応募を考えている事業者が応募に二の足を踏まざるを得なくなる可能性があることを危惧するものです。 なお、上記の事業実施主体にはコントロール出来ない事由については、要綱等では具体的に記載いただく必要があるものと考えており、骨子においても「安全保障にかかわる事由等」といった事例を記載することが望ましいと考えます。	
101	XII. 広域系統整備計画の変更	—	【追記意見】 (追記案) <u>広域系統整備計画策定以降、実施案提出時の前提条件が変化したことにより事業実現性が低下した場合や、社会情勢等により事業の継続性が悪化した場合には、事業実施主体となった有資格事業者は本事業から撤退できる。</u> (理由) 実施案の提出に際しては、事業の実現性および継続性が前提条件となることから、事業の実現性が低下または継続性が悪化した場合には辞退せざるを得ないと考えられるため。	
102	XII. 広域系統整備計画の変更	1 ポ ツ	【費用増嵩時の料金転嫁メカニズム】 ・2023年12月7日付電力・ガス基本政策小委員会等で議論されている通り、費用増嵩による増加費用は、広域系統整備計画の工事完了時に貴機関が確認し、コスト等検証小委等における査定を経た上で託送料金に反映させる(料金転嫁する)仕組みとの認識。本仕組みの最終的な具体的内容につき、広域系統整備計画の変更方法とともに明記賜りたい。	託送料金は、電力・ガス取引監視等委員会の料金審査を経て、経済産業大臣に認可されたものであり、本機関は託送料金に関する査定権限を有しません。 一般送配電事業者の託送料金制度等の費用負担の関係については、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会において判断されるものですので、公募要綱案への記載は不適切と考えます。
103	XII. 広域系統整備計画の変更	3 ポ ツ	当該広域系統整備計画の変更により、流通設備に係る整備等に関する費用の概算額に変動が生じた場合には、当該整備等にかかる費用は制度にて負担されることを予め明確にして頂きたい。また、当該広域系統整備計画の変更により、実施案	なお、系統整備の費用が変動する場合の対応を含むファイナンスに関する検討は国で実施されているものと認識して

			の実現が困難になる場合には、実施案の取下げ・本事業からの撤退を認めて頂きたい（同辞退要件を公募要綱に明記頂きたい）。	おります。その検討状況については、先行的な情報提供にて資源エネルギー庁より提供されます。
104	XII. 広域系統整備計画の変更	3 ポ ツ	「当該広域系統整備計画の変更により、流通設備に係る整備等に関する費用の概算額に変動が生じた場合、当該整備等にかかる費用負担に関する契約の当事者間で差額について精算」との記載がございますが、費用変動が生じた場合には契約当事者が全ての費用変動の差額を負担するものではなく、全国調整スキームに基づき改めて費用負担者とその割合が定められる必要があると考えます。	
105	XII. 広域系統整備計画の変更	3 ポ ツ	本案件は海底ケーブルルートの一部区間で情報の不確実性があり、基本要件では2024年度に追加調査を実施する予定としているが、調査結果により、ケーブルルートやケーブル防護方法が変更になり、ケーブル製造に要する費用も含めて工事費や工期について、相当程度変動する可能性があることを示唆されている。 また、本案件の工事費は1.5兆円を超える大規模工事であり、上記の工事費変動の可能性を踏まえると、工事費の変動規模も大きいものと想定される。 そのため、「流通設備に係る整備等に関する費用の概算額に変動が生じた場合、当該整備等にかかる費用負担に関する契約の当事者間で差額について精算する。」と記載されているが、工事費に変動が生じた場合、「費用負担に関する契約の当事者間で差額について精算する」と決め打ちするのではなく、まずはその変動分の費用負担の扱いについて広域系統整備委員会等でしっかりと整理頂いた上で決定すべきではないか。	
106	XII. 広域系統整備計画の変更	3 ポ ツ	・通し番号91の前提で、「流通設備に係る整備等に関する費用の概算額に変動が生じた場合、当該整備等にかかる費用負担に関する契約の当事者間で差額について精算する。」とありますが、費用負担する当事者間ではその回収の蓋然性がなければ、精算に応じることは困難だと考えます。このため、計画策定の責任主体である広域機関殿において、その担	

			保となる投資量・投資額の合理性を含めて丁寧に整理いただくべきではないでしょうか。	
107	XII. 広域系統整備計画の変更	—	5/29 大量導入小委資料 3 P. 24 にて「送電事業のライセンスを取得した SPC（特別目的会社）を組成し、プロジェクト自体の収益性に着目したプロジェクトファイナンスにより資金調達することを軸に検討が行われている」と記載されている。 一方、事業実施主体の責めとならないやむを得ない事由により、広域系統整備計画に変更が生じ本プロジェクトの収益性が毀損されないよう、費用回収について速やかに担保されることを骨子案に明記いただきたい。	
108	XV. その他	—	5/29 大量導入小委資料 3 P. 24 にて「送電事業のライセンスを取得した SPC（特別目的会社）を組成し、プロジェクト自体の収益性に着目したプロジェクトファイナンスにより資金調達することを軸に検討が行われている」と記載されている。 一方、国の法令・制度・税制等に公募要綱発出時点から変更が生じた場合、制度等の変更により本プロジェクトの収益性が毀損されないよう、費用回収について速やかに担保されることを骨子案に明記いただきたい。	
109	XV. その他	—	【意見】 (公募要綱に明記いただきたい事項) 本事業に関連する国の法令/制度に、公募要綱発出時点から変更が生じた場合、事業性・事業採算性に影響を与えないよう、費用回収の担保が速やかに得られること。 (理由) 5/29 大量導入小委資料 3 では、本事業は SPC がプロジェクトファイナンスにより資金調達することが想定されているが、上記費用回収の担保が速やかに得られない場合、追加の資金調達に支障を来し事業継続が困難になる虞があるため。	
110	XV. その他	—	【意見】 (公募要綱に明記いただきたい事項)	

			実施案提出時点で予期しえない設計変更、物価上昇、人件費上昇、為替変動、金利上昇、保険料の上昇、許認可手続きの長期化、漁業者や地域住民等との調整長期化によりコスト増が生じた場合、事業性・事業採算性に影響を与えないよう、費用回収の担保が速やかに得られること。（当該リスクに対する対応について、事前の検討や事業実施中の効率化努力が適切に行われている場合に限る。） （理由） 5/29 大量導入小委資料 3 では、本事業は SPC がプロジェクトファイナンスにより資金調達することが想定されているが、上記費用回収の担保が速やかに得られない場合、追加の資金調達に支障を来し事業継続が困難になる虞があるため。	
111	XV. その他	一	【意見】 （公募要綱に明記いただきたい事項） 事業期間（開発・建設・運転）中に、自然災害・戦争・テロ・パンデミック等の予見不可能な不可抗力事象が発現し事業継続が困難又は事業計画に遅延が生じたり、追加コストが発生した場合に、事業性・事業採算性に影響を与えないよう、費用回収の担保が速やかに得られること。（当該リスクに対する対応について、事前の検討や事業実施中の効率化努力が適切に行われている場合に限る。） （理由） 5/29 大量導入小委資料 3 では、本事業は SPC がプロジェクトファイナンスにより資金調達することが想定されているが、上記費用回収の担保が速やかに得られない場合、追加の資金調達に支障を来し事業継続が困難になる虞があるため。	
112	XII. 広域系統整備計画の変更	3 ポ ツ	計画変更時の損害の扱いについて、「契約の当事者間で精算する」という表現では、事業実施主体の責めに帰さない計画変更であっても、事業実施主体が計画変更時の損害を賠償する責めを負う可能性が排除できないことから、東北東京間連系線の整備計画策定時の公募要領と同様に「事業実施主体は計画変更に伴って費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わない」旨を明記いただきたい。	東北東京間連系線に係る計画策定プロセスは、広域的取引の拡大を希望する電気供給事業者からの提起により開始されたものです。 「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画 実施案及び事業実施主体の公募要領」（平成 27 年 12 月）における費用負担者への賠償については、事業実施主体と電気供給事業

			また、本内容は、広域系統整備計画の変更に該当しない「軽微な変更」であっても、同様の扱いであることを明確にするために、「なお、広域系統整備計画の変更に該当しない軽微な変更であっても、同様の扱いとする。」旨を明記いただきたい。 東北東京間連系線の整備計画策定時の公募要領においては、広域系統整備計画の変更が可能な事由の記載があったが、本公募要綱の骨子案には記載がない。北海道本州間連系設備（日本海ルート）が大規模であること、昨今の環境変化を踏まえて、「用地事情、需要動向の変化、資機材価格の上昇、メーカー生産能力の変動、作業員の施工力不足その他やむを得ない事由による工事費の増額、工程延長・遅延が発生した際には、広域系統整備計画の変更を認める」ことを明記いただきたい。	者との契約を想定したものとなります。 今回は、事業実施主体と一般送配電事業者との民民の契約と想定しております。 なお、本機関が広域系統整備計画を変更する場合には、業務規程第 63 条又は第 63 条の 2 の規定に基づき対応することとなります。その際、電気事業法に基づき、あらかじめ、経済産業大臣に届け出る等の手続きを行います。
113	XII. 広域系統整備計画の変更	2 ポ ツ	今回の骨子案には、先行案件である東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の公募要綱（平成 27 年 12 月 16 日公表）の時には記載されていた「事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は、広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わず」との記載が削除されており、広域機関の免責事項だけが記載されている。仮にこれによって事業実施主体の責任範囲を拡大する趣旨なのであるとすると、事業実施主体側が応募意思表示をすることについて躊躇することになることから、少なくとも先行案件と同様の記載とすべきではないか。	
114	XII. 広域系統整備計画の変更	—	本プロジェクトが大規模であることと、昨今の資機材調達環境の変化を踏まえると、工事実施段階で工事費・工期の変動が想定されるため、事業実施主体に瑕疵のない事由の場合は、広域系統整備計画の変更を認めることを明記いただきたい。 また、事業実施主体に瑕疵のない広域系統整備計画の変更の場合は、事業実施主体は損害賠償の責めを負わない旨を明記されたい。	

			○追記案 ・本機関は用地事情、需要動向の変化、資機材価格の上昇、労務費の上昇、資機材メーカーの生産能力の変動、作業員の施工力不足その他やむを得ない事由により、工事費の増額、工程延長・遅延が発生した際には、広域系統整備計画の変更を行う。 なお、この場合において、事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は、広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わない。	
115	XII. 広域系統整備計画の変更	2 ポ ツ	当該広域系統整備計画の変更に伴い費用負担候補者に損害等が生じた場合には、貴機関がこれを賠償等しない場合には、制度にて負担されることを予め明確にして頂きたい。また、当該広域系統整備計画の変更により、実施案の実現が困難になる場合には、実施案の取下げ・本事業からの撤退を認めて頂きたい（同辞退要件を公募要綱に明記頂きたい）。	
116	XII. 広域系統整備計画の変更	2 ポ ツ	・広域系統整備計画の変更は、業務規程のもと広域機関殿の責任と権限により行われるものと理解しており、公募要綱で広域機関殿の免責事項を規定することは不相当と考えます。結果的に広域機関殿が賠償責任を負わないとしても、発生事実に対して、計画策定者としての責任を全うすることが本来であり、当該箇所の記載は削除いただきたいと考えます。 ・また、公募要綱は応募意思表示にあたり事業者のリスクが明確になることが意思決定するうえで望ましく、例えば、東北東京間連系線と同様に「事業実施主体の責めに帰すべき事由がない限り、事業実施主体は、広域系統整備計画の変更に伴い費用負担者が受けた損害を賠償する責めを負わない」といった規定をすべきではないでしょうか。	
117	XII. 広域系統整備計画の変更	2 ポ ツ	「広域系統整備計画の変更に伴い費用負担候補者に損害等が生じたとしても、貴機関が賠償等の責任を負わない」と記載されているが、「費用負担候補者に損害等が生じる」とはどのようなケースを想定しているのか具体的に明示頂きたい。また、本案件は海底ケーブルルートの一部区間で情報の不確実性があり、基本要件では2024年度に追加調査を実施する	

			予定としているが、調査結果により、ケーブルルートやケーブル防護、ケーブル製造に要する費用等について今後変更となる可能性があることを留意事項として挙げられている。 このように工事費や工期が相当変動する可能性があり、対応の必要性が示唆されている中、業務規程のもと貴機関の責任と権限により計画策定プロセスが進められているものと理解しているが、どのような変更リスクがあり、そのリスクの責任所在はどこかを明確に記載した方が良いのではないか。	
118	XV. その他	1 ポ ッ	再エネ寄与率について、受益者・費用負担割合等の決定に向けて、広域系統整備計画の策定前に国等の審議会等で提示されていく見込であると理解しておりますが、本事業は前例のない巨額プロジェクト且つプロジェクトファイナンスを想定した事業であることを踏まえると、公募要綱にて示される必要があると考えます。	再エネ寄与率は、公募要綱公表時点では算定できず、実施案等を踏まえて算定されます。
119	XV. その他	—	基本要件において一部の情報に不確実性があり、実施案の精度向上の観点から実施案提出に伴い事業者により自主的な調査等を実施する可能性があることから、調査結果のみならず、当該調査費用についても実施案へ反映できることとしてはどうでしょうか。	一般的に、事業者による調査費用は、設備が竣工時に、簿価へ計上されるものと認識しております。
120	XV. その他	—	民間事業者視点からの本事業に係る事業要件の一例を別紙「事業要件一覧」シートに記載した。応募意思表明の可否判断及びその後の実施案検討に必要となるこれらの事業要件を公募プロセス開始前に整理・公示頂きたい。当該要件が未整理のまま、本事業の公募プロセスを開始せざるを得ない場合には、公募プロセス中に実施案の取下げ・本事業からの撤退を認める仕組みを導入頂きたい（その旨、公募要綱に明記頂きたい）。	いただいた資料は、今後の参考とさせていただきます。
121	XV. その他	—	今回の意見募集のプロセスにおいて積み残しが残る場合に対応する為、追加での意見提出や質問を受け付けるプロセス（今回のようなメールベースのプロセスあるいはオンライン会議（公募プロセスであることに鑑み、出席者は組織名・氏名を非開示として参加）等）を設けて頂きたい。	今後の参考とさせていただきます。

※いただいたご意見の原文を記載しております。（ただし、誤字と思われる箇所、複数のご意見が関連しているもの等については事務局で修正）

122	VIII. 実施案の 記載事項	1 ポ ッ	本プロジェクトは、日本海側に 2GW という大容量の電力を 800kn という長距離 HVDC で送電するものである。この設備が障害を受けると、我が国の電力インフラには多大な影響を及ぼす。特に物理的テロ対策が欠かせない。この対策を施さない限り、本プロジェクトは進めるべきではない。テロ対策としては、「新時代の電力システム」（次世代エンジニアリング・イニシアチブ発行）が示す、A(Atomic)、B(Bio)、C(Chemical)、D(Digital、Drone も考えられる)、E(EMP)、F(work Force)が対象となるが、本プロジェクトでは、以下 D、E、F 3 点の具体的なテロ行為について懸念する。 1. D に関して：近年、ロシアによる水中ドローンの開発が進み、800 k m に及ぶケーブルの一部がこれにより切断される可能性が高まっている。こうした物理的工作への対策を含めた計画でなくてはならない。 https://www.yomiuri.co.jp/world/20220929-OYT1T50279/ 2. E に関して：米国で発行されたレポートでは北朝鮮が EMP（電磁パルス）発生の水爆開発が終わったと報じている。日本海において EMP が発生すると、800 k m のケーブル、あるいはケーブル立ち上げ部分に EMP が侵入し、直流制御系を通して電力システムの制御装置が障害を受け、長期にわたる停電発生の可能性が高まっている。 P.V. Pry, “North Korea: EMP Threat – North Korea’ s Capabilities for Electromagnetic Pulse (EMP) Attack,” EMP Task Force on National and Homeland Security, 2021 3. F に関して：直流送電の制御システムのベンダーに、テロ組織の人間が入り込み、制御システムに問題を起こすサボタージュ行為が考えられる。多くのサイエンスフィクションでは取り上げられているこうしたテロ行為への対策が示されなければならない。 こうしたテロへの対策が必要となるが、本公募ではその要件が抜け落ちており、プロジェクトの推進には再度検討を望むところである。	今後の参考とさせていただきます。